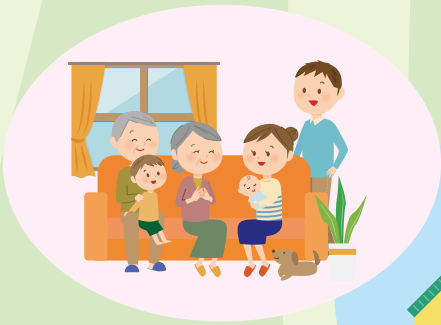


# 住宅用火災警報器は 大切な家や家族を 守ります!!



**全ての住宅に設置が義務です!!**

住宅用火災警報器が設置されている場合は、設置されていない場合に比べ

**死者の発生数は4割減**

**焼損床面積、損害額は概ね半減**

※総務省消防庁のデータ(平成30年)



住宅用火災警報器 交換のおすすめ

**10年たったら、  
とりかえろ。**

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで  
**火災を感知しなくなることがあるため、とても危険です。**

10年を目安に交換しましょう。

【甲府地区住宅用火災警報器設置対策連絡会】

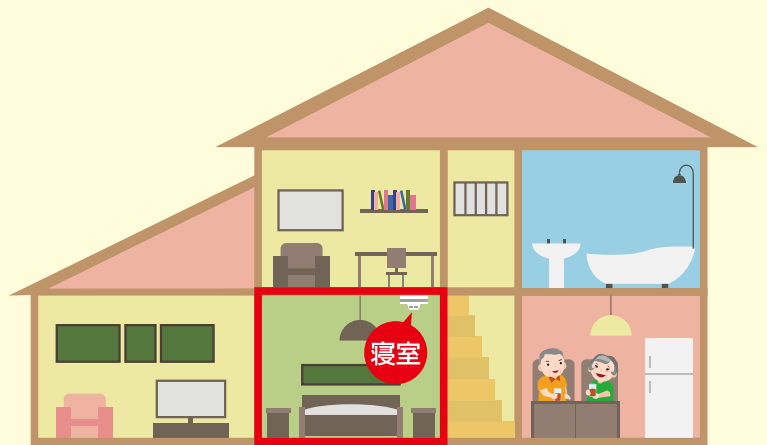
甲府地区広域行政事務組合消防本部・一般社団法人 山梨県消防設備協会・甲府防火協会・甲府市消防団・甲斐市消防団・中央市消防団・昭和町消防団  
甲府市自治会連合会・甲斐市自治会連合会・中央市自治会連合会・昭和町区長会・甲府市・甲斐市・中央市・昭和町・甲府地区女性防火クラブ連合会



# 住宅用火災警報器の設置場所は？

2階建ての家(1階のみに寝室がある家)

平屋建ての家



2階建ての家(2階のみに寝室がある家)

2階建ての家(1階と2階に寝室がある家)



※上記以外は、最寄りの消防署にお問い合わせください。また、台所は設置を推奨しています。

★住宅用火災警報器は、「煙式」を設置してください。(台所は「熱式」でも可)



# 住宅用火災警報器取付支援事業

高齢者や障がい者世帯等を対象に、消防職員がお宅を訪問し、設置のお手伝いをします。

※住宅用火災警報器は、消防署では販売していませんので申込者ご自身で用意していただけます。

対象世帯 甲府市・甲斐市(旧双葉町を除く)・中央市・昭和町にお住まいの方のうち、次のいずれかに該当する世帯

- ①65歳以上の方のみで構成されている世帯
  - ②身体障害者手帳の交付を受けている方がいる世帯
- ※上記以外の世帯でも取り付けができる場合があります。

申し込み方法 お近くの消防署に直接お越しいただくか、電話でお申し込み下さい。

受付・取付時間 平日の午前8時30分～午後5時15分

いざという時のために…  
定期的に住宅用火災警報器の作動確認をし、警報音を聞きましょう。

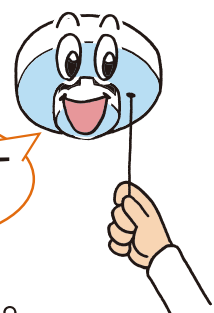
音を鳴らしてみましょう

正常ならこのように鳴ります!!



ピーピーピー  
火事です ※

ピーピーピー  
火事です ※



お問い合わせは  
こちらまで  
お願いします



甲府地区  
広域行政  
事務組合

消防本部予防課	055-222-1291	甲府市伊勢3丁目8-23
中央消防署	055-254-9119	甲府市丸の内1丁目1-19
南消防署	055-233-1499	甲府市伊勢3丁目8-23
西消防署	055-276-3825	甲斐市竜王3314-1

※この警報音は代表例です